

細 則（改正案）

第1章 役員・会計監査委員の選挙

第1条 役員・会計監査委員の選挙は、下記のとおり行われる。

- 1 指名委員会は、次の方法によって6月末日までに構成し、公示する。
全常置委員会、委員長又は副委員長より計1~2名（互選）、教職員より1名（互選）、及び2学年から6学年の正会員から指名委員候補者を選出し、運営委員会によって指名委員を承認する。
委員長は、互選による選出に基づいて、会長が委嘱する。
指名委員は、次年度会計監査委員候補者になることができない。
- 2 指名委員会は、次年度の役員・会計監査委員の候補者候補の指名に関する以下の一切の事務を取り扱う。
 - 1 次年度のPTCA活動を成立させるため、次年度役員・会計監査委員候補者候補の選出を任期中に責任を持って行う。
 - 2 選考の基準は常に法的、社会的に正当なものであることを遵守し、宗教、政党、思想、性別などによる不当な差別をしないよう留意する。
 - 3 活動を通して知り得た情報は、任期中、解任後を問わず、一切漏洩しない。
 - 4 現役員に次年度の継続意向などの情報収集を行い、2月末日までに全正会員を対象に仮候補者の立候補、推薦を受け付ける。
 - 5 2名以上の推薦があった会員に対して本人の同意を得た上で仮候補者とする。
 - 6 2月から3月初旬までの間に本人の同意を得た上で、候補者候補名簿を作成する。
 - 7 3月初旬に役員会の協力を得て仮候補者対象の役員業務説明会を開催し、仮候補者に対し正式な候補者となる意向を確認する。
 - 8 候補者の追加指名は、候補者の公示後に正会員の中からなすことができる。3月総会の10日前までに、2名以上の正会員の推薦者の連署（捺印）をもって、指名委員会に指名報告があった場合、これを受理することができる。
 - 9 追加指名を受けた場合には、指名委員会は本人の同意を得た上で、3月総会の7日前までに全正会員に知らせなければならない。
 - 10 候補者は3月総会で承認を得て、次年度の役員に決定する。

第2条 会長に欠員を生じたときには、副会長の1名が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠員が生じたときには、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第4条 役員は辞任又は任期満了後においても、後継者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第2章 常置委員会・臨時委員会

第5条 常置委員会として、学年学級委員会・健全育成支援委員会・安全支援委員会・広報委員会、デジタル推進委員会・ふれあいまつり実行委員会を置く。必要に応じて臨時委員会その他を置く。

第6条 臨時委員会の委員は、運営委員会の承認に基づき、会長が任免する。

第7条 各常置委員会・各臨時委員会の正会員委員は、学年、学級又は地区の推薦に基づいて、会長が委嘱する。賛助会員顧問及び賛助会員委員は、地域の同意の下、会長が委嘱する。各正副委員長は、役員会の推薦又は互選による選出に基づいて、会長が委嘱する。

第8条 委員長、副委員長及び委員の任期は1年とする。

第9条 学年学級委員会は、以下の活動を行う。

- 1 児童の福利厚生、安全啓発に努める。
- 2 会員と教職員、及び会員相互の連絡と親睦をはかる。
- 3 スポーツフェスティバルへの協力

第10条 健全育成支援委員会は、主に全校単位で以下に関する啓発活動を行う。

- 1 家庭における子どもの健全育成
 - 2 児童の福利厚生、安全啓発に努める
 - 3 社会教育の推進に努める
 - 4 保健、医療、及び福祉の増進
 - 5 会員と教職員、及び会員相互の連絡と親睦をはかる。
 - 6 その他児童の健全育成に必要なことから
- 第11条 安全支援委員会は、学区全体で、地域・保護者・学校が連携し、青木のまちの子どもたちの安全を守るため、以下の活動を行う。
- 1 防犯（児童被害犯罪撲滅）
 - 2 防災（地域防災活動への協力）
 - 3 交通安全（スクールゾーンにおける事故防止対策）
 - 4 健全育成（地域と連携した、心身の健全育成）
 - 5 地域の繋がり（PTCA・学校・地域の連絡・連携）
- 第12条 広報委員会は、学校・家庭・地域に対し以下の活動を行う。
- 1 学校・PTCA活動の広報を行う。
- 第13条 デジタル推進委員会は、主に全校単位で以下の活動を行う。
- 1 PTCA 活動のデジタル分野のインフラ整備
 - 2 PTCA 活動で本部役員、各委員からの要望や質問対応
 - 3 PTCA 保有の PC や印刷機などの機材管理、PC のリース管理
- 第14条 ふれあいまつり実行委員会は以下の活動を行う。
- 1 あおきふれあいまつりの企画・運営を行う。（役割は役員会と分担）
- 第15条 1 校長・副校長は、学校管理ならびに教育上、各常置委員会及び臨時委員会に出席して、意見を述べることができる。
- 2 常置委員会・臨時委員会の委員は運営委員会の承認を得て、運営委員会に出席することができるが、議事の決定は出席者のうち、運営委員の出席者のなかでその過半数の賛成によって行う。また、会員は運営委員会の承認を得て、運営委員会を傍聴することができる。

第3章 予算案

- 第16条
- 1 予算案は、運営委員会の審議を経て、会長が決定し、総会に提出する。
 - 2 予算計上時は、事業計画が所期の目的を果たすように実行されたかを検討し、予算の内容が精査されたものになり、一層目的に適合したものに成熟していくよう努力することとする。

第4章 予算執行

- 第17条
- 1 予算執行においては、会長が決裁権限を有し、同時に決裁責任を負う。
 - 2 会長は、役員又は委員に決裁権限を委任することができる。
 - 3 会長は委任者を変更することができる。
 - 4 会長のすべての決裁権限は、運営委員会の3分の2以上の議決で運営委員会に移行することができる。その場合、以後運営委員会が決済責任を負う。

第5章 慶弔

- 第18条 本会員、本校児童・教職員、本会功労者及びそれに準ずる者にかかわる慶弔については内規により祝意又は弔意を表す。

第6章 改正

- 第19条 本則第33条の規定にかかわらず、この細則は、運営委員会において、運営委員の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし、改正案は、運営委員会の少なくとも1週間前に各運営委員に知らせておかなければならない。

第7章 神奈川区PTA連絡協議会事務局の設置

- 第20条 5月総会にて次年度神奈川区PTA連絡協議会（以下「区P連」という）事務局を設置することを公示し、区P連事務局員の指名は、下記のとおり行われる。
- 1 指名委員会は、次年度区P連事務局員候補者の指名に関する以下の業務を取り扱う。

- 1 2月初旬に区P連事務局員候補者の氏名、地区、PTA及びPTCAにおける経歴を全正会員に知らせる。
 - 2 区P連事務局員候補者は3月総会で承認を得て、次年度の区P連事務局員に決定する。
2. 区P連事務局は、3月総会で承認を得て設置が決定する。

(昭和42年12月12日一部改正)
(昭和45年1月14日一部改正)
(昭和48年2月1日一部改正)
(昭和49年3月6日一部改正)
(昭和50年2月7日一部改正)
(昭和59年4月27日一部改正)
(平成4年2月10日一部改正)
(平成5年3月5日一部改正)
(平成9年1月13日一部改正)
(平成11年3月4日一部改正)
(平成17年2月24日一部改正)
(平成18年2月7日一部改正)
(平成18年3月6日一部改正)
(平成20年2月6日一部改正)
(平成21年2月14日一部改正)
(平成26年2月15日一部改正)
(令和4年2月10日一部改正)
(令和5年1月25日一部改正)
(令和5年2月22日一部改正)
(令和5年11月15日一部改正)
(令和7年2月19日一部改正)
(令和7年10月8日一部改正)